

技能講習修了証再交付／書替え／統合申込書（郵送用）

【注意事項：よく読んでください。】

- (1) 申込書の [1. 2. 3.] のうち、該当する項目の数字を○で囲んでください。
- (2) 「修了証再交付の申込み」は、本人確認書類を提示ください。（次のうちいずれか1点）
- ① 自動車運転免許証の写し
 - ② 住民票の原本 ※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの。
 - ③ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し
 - ④ 日本国旅券（パスポート）の写し
 - ⑤ 健康保険証又は住民基本台帳カードの写し
 - ⑥ 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し
 - ⑦ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証：新様式）の写し
- (3) 「修了証書替えの申込み」は、
氏名の変更で修了証の記載内容に異動がある場合、氏名の変更の異動が証明できる書類を提示ください。（次のうちいずれか1点）
- ① 戸籍謄本又は戸籍抄本の原本
 - ② 自動車運転免許証の裏書で変更されていることが確認できる場合は、その写し
- (4) 「修了証統合の申込み」は、
- ① 一般社団法人又は社団法人山口県労働基準協会（連合会）及び社団法人宇部労働基準協会が発行した技能講習修了証についてのみ1枚にまとめられます。（特別教育修了証は、統合することができません。）
 - ② 現在所持している技能講習修了証の原本を添付してください。都合により原本を添付できない場合は写し（コピー）を必ず添付してください。
 - ③ 写し（コピー）を添付された方は、統合修了証を交付するときに原本と交換になりますが、その交換方法につきましては、下記「問合せ・送付先」にお尋ねください。
- (5) 手数料
- ① 「修了証再交付」、「修了証書替え」又は「修了証統合」については、申込書提出と同時に2,160円を納付してください。
 - ② ただし、「修了証統合」で、紛失された修了証が複数ある場合は、紛失された修了証1件につき、540円が加算されます。
- (6) 修了証の送付
修了証を郵送しますので、定形封筒（長形3号235mm×120mm）に返信の宛先を明記し、392円（簡易書留料金）の返信用切手を貼付したものを同封してください。

※修了証再交付／書替え／統合申込みをされる前に

- (1) 先ず、情報開示請求書（様式第20号）で当協会発行の修了証であるかどうかを確認してください。
- (2) 当方からお送りした情報開示結果通知書（様式第21号）で、当協会発行修了データ（有）の確認ができましたら、本申込書で手続きをお願いします。

なお、開示請求をする場合にも本人確認書類が必要になります。（次のうちいずれか1点）

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ① 自動車運転免許証の写し | ⑤ 健康保険証又は住民基本台帳カードの写し |
| ② 住民票の原本
※個人番号（マイナンバー）の記載のないもの | ⑥ 当協会発行の「技能講習統合修了証」（プラスチックカード製）の写し |
| ③ 在留カード、特別永住者証明書又は外国人登録証明書の写し | ⑦ 労働安全衛生法による免許証（パウチ製又はプラスチックカード製統合免許証：新様式）の写し |
| ④ 日本国旅券（パスポート）の写し | |

「問合せ・送付先」

〒753-0051 山口市旭通り2丁目9-19 山口建設ビル2階
 (一社)山口県労働基準協会 ☎(083)925-1430 FAX(083)925-2282